

奈良県告示第四百五十四号

昭和六十三年六月奈良県告示第八十四号（奈良県総合リハビリテーションセンター条例に基づく健康診断その他の医療行為の料金の額の定め）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

「奈良県総合リハビリテーションセンター条例」を「奈良県障害者総合支援センター条例」に改め、表文書手数料の項中「一、三〇〇円」を「一、三三〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五七〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に改め、同表死後の処置料の項及び死体検案料の項を削る。